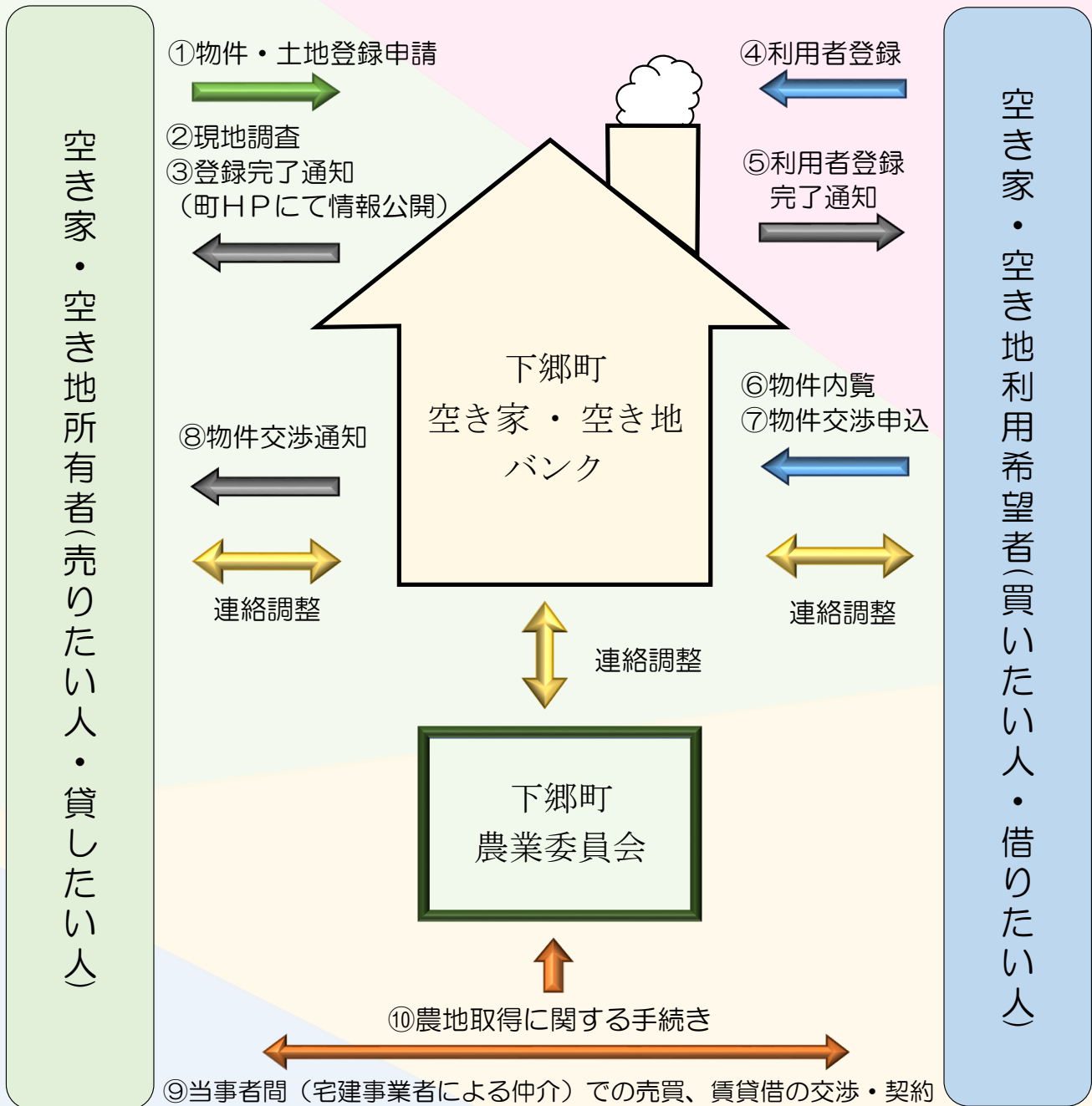


下郷町空き家・空き地バンクフロー



- ◆売買・賃貸借の契約に関して、町は関与しませんので、当事者間で解決にあたって下さい。
- ◆空き家・空き地の状態によっては、登録できない場合もございますのでご了承ください。
- ◆登録出来る空き地は地目が「宅地」に限ります。
- ◆空き家付随している農地の売買をご希望の場合は「農地付き物件」として情報掲載することが可能です。農地の売買関係手続きは、農業委員会への申請が必要となります。
- ◆空き家・空き地バンクの登録期間は、所有者・利用者ともに2年間となります。
- ◆その他詳細につきましては、下記窓口へお問い合わせください。

総合政策課企画政策係 TEL: 0241-69-1144 (空き家空き地バンクに関すること)
 農業委員会 TEL: 0241-69-1188 (農地に関すること)

